

「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」 公式大会プログラム制作業務 仕様書

1. 件名

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会（以下、「大会」とする）公式大会プログラム制作業務（以下、「本業務」とする）

2. 趣旨

令和 6（2024）年 5 月 17 日から 5 月 25 日にかけて神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」とする）が開催する大会において、大会観戦を一層盛り上げるため、イベントスケジュールや大会のみどころ、選手紹介記事などを盛り込んだ公式大会プログラムを制作する。

«参考»大会概要

- ① 開催日程 令和 6（2024）年 5 月 17 日（金）から 5 月 25 日（土）
- ② 参加者 約 100 カ国・地域
【選手】約 1,300 名（うち約 400 名が車いす利用者）
【役員】約 1,000 名
- ③ 競技会場 神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場
- ④ 公用語 英語、日本語
- ⑤ 主催 国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）
※担当機関は、IPC の一部門である世界パラ陸上競技連盟（以下、「WPA」とする）
- ⑥ 運営 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会

3. 契約期間

契約締結の日から令和 6（2024）年 5 月 31 日（金）まで
（納品日は令和 6（2024）年 5 月 10 日（金）を目途に契約締結後に調整し、決定する）

3. 委託者

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会

4. 業務内容

（1）公式大会プログラム制作業務にかかる基本計画の作成

公式大会プログラムの仕様や内容、スケジュール等を盛り込んだ基本計画書を組織委員会と調整のうえ、作成すること。

※日本語版、英語版が必要

※ファイル形式は、Microsoft Word または PowerPoint とする。

I. 提出期限

令和 5（2023）年 6 月 23 日（金）目途

II. 提出方法

Eメールに添付し、8.に記載の担当者まで提出すること。

○注意事項

- ・組織委員会と十分に協議の上、計画書を作成すること。なお計画作成にあたっては、下記項目に留意すること。
- ・組織委員会による校正は、初稿・最終稿の2回以上とし、適宜確認のうえ修正すること。なお、最終稿は組織委員会より主催者であるIPC/WPAへ提出される。
- ・IPC/WPAより修正を指示された場合は、速やかに組織委員会との協議の上、その修正を行うこと。

(2) 公式大会プログラムの作成

①企画・編集・制作

- ・企画提案内容・基本計画に従い、公式大会プログラムを制作すること。
- ・別表に掲げる項目を盛り込み、より効果的なものとなるよう内容の企画・構成案を提案すること。
- ・記事を効果的に見せるために必要なキャッチフレーズ・イラスト等の作成、レイアウト編集を行うこと。
- ・兵庫・神戸の魅力紹介記事、スタジアム紹介、その他提案に基づくページの文章作成を行うこと。
こちらから提供可能な原稿については別表に記載する。
- ・その他必要な情報の収集・取材調整、許可取り等を行うこと。
- ・適宜、組織委員会による校正を行い、修正がある場合は対応すること。
- ・IPC/WPAより修正を指示された場合は、速やかに組織委員会との協議の上、その修正を行うこと。
- ・競技役員一覧、広告以外の項目については、基本的に日本語・英語併記とすること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、制作をすること。

②印刷製本

- ・上記①により作成したデータを元に印刷・製本を行う。
- ・印刷製本前に組織委員会による本機・本紙校正（色校正含む）を1回以上行うとともに、広告ページについては、組織委員会にPDFデータを送付するとともに各提供元企業に本紙印刷の該当ページを郵送のうえ、校正を行い、修正がある場合は対応すること。

③納品（納期：令和6（2024）年5月10日（金）目途に調整）

- ・印刷物：15,000部（フルカラー）
- ・版下データ：Adobe Illustrator（再編集可能なデータおよびアウトライン化済のデータ）およびPDFファイル。併せて使用した写真やイラストのデータを提供すること。
- ・納品場所は神戸市内2か所を予定（契約締結後、調整し決定する。）

5. 実施体制

- ・本仕様書に記載した業務および提案のあった内容について、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

6. 留意事項

(1) 著作権の帰属

- ・本業務により作成された成果物のデザイン・イラスト・写真等を含む全ての著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）は発注者である組織委員会に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、組織委員会の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

（２）業務遂行に係る経費について

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、組織委員会は契約金額以外の費用を負担しない。

（３）再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、組織委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

（４）秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（５）第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（６）記事制作に当たっての注意点

以下の事項を含む内容の記事を企画・制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・組織委員会又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・組織委員会や大会のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・いわゆるステルスマーケティングに当たるもの
- ・その他社会通念に照らして組織委員会が不相当と認めるもの

（７）その他

- ・本大会に関する全ての権利は大会の主催者である IPC に帰属する。受託者は、本業務の遂行にあたり、IPC 及び本大会のスポンサーの権利を侵害してはならない。
- ・受託者は、IPC/WPA から要求があった場合、本業務に関連する資料を IPC/WPA に開示又は提供しなければならない。
- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、組織委員会と十分に協議・連絡調整等を行うこと。受託者の業務の遂行に関して組織委員会が行う要求は尊重しなければならない。
- ・受託者は、組織委員会に対して、専門的知見や過去の経験等を活かし、多角的なアドバイスを積極的に行うこと。
- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、本大会の関係機関・団体、会場の所有者・管理運営者、組織委員会が別途契約する委託事業者、その他本大会の関係者（以下、「本大会関係者」とする）と連携・協

力し、また、組織委員会と協力して本大会関係者との調整を行うこと。

・受託者は本業務に適用されるすべての法令を遵守し、業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に組織委員会の協力が必要な場合、組織委員会は適宜協力するものとする。

・受託者が、本業務を遂行するにあたり必要となる大会ロゴマーク、キービジュアル等のルック素材については、組織委員会より受託者へ提供する。なお、使用にあたっては組織委員会より提供されるブランドガイドラインの内容を遵守すること。

・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については組織委員会と受託者とが協議して定めるものとする。

7. お問い合わせ先

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会事務局

広報コミュニケーション部 広報コミュニケーション課 担当 伊藤、田村

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市役所1号館17階 神戸市文化スポーツ局国際スポーツ室内)

TEL：078-322-6449

E-mail：kobe2024pawc_prm@office.city.kobe.lg.jp